

福島県公害審査会運営要綱

昭和46年4月1日福島県公害審査会決定

改正 昭和47年6月1日

同 49年11月18日

平成4年2月24日

同 6年3月29日

同 14年4月1日

同 15年4月1日

同 20年4月1日

第1章 会議

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県公害審査会規則（昭和46年福島県規則第5号。以下「審査会規則」という。）第9条の規定に基づき、福島県公害審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の付議事項)

第2条 審査会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）第25条の規定による管轄に属さない事件の移送に関する事項
- 2 法第26条第1項に規定する申請の受理に関する事項
- 3 法第27条の2第1項に規定するあっせんに関する事項
- 4 法第27条の2第3項の規定による事件の管轄の決定に関する事項
- 5 法第27条の3第1項に規定する調停に関する事項
- 6 法第38条第1項の規定による事件の引継ぎに関する事項
- 7 法第43条の規定による資料提出の要求に関する事項
- 8 法第43条の2第1項に規定する義務履行の勧告に関する事項
- 9 法第48条の規定による意見の申出に関する事項
- 10 その他会長が必要と認める事項

(あっせん委員の会議等)

第3条 審査会規則第4条の規定に基づくあっせん委員の協議は、あっせん委員の会議によるものとする。

2 あっせん委員の会議は、あっせん委員の互選によるあっせん委員長が招集する。

3 法第30条の規定によるあっせんの打ち切りは、あっせん委員の過半数で決するものとする。

4 あっせん委員長は、前項の規定によりあっせンを打ち切ったとき、又は事件が終了したときは、会長に報告するものとする。

5 会議の招集は、書面で、少なくともその期日の3日前に、その日時及び議題を委員に通知して行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(調停委員会)

第4条 調停委員長は、調停委員会が法第35条の規定に基づき調停をしないものとしたとき若しくは法第36条の規定に基づき調停を打ち切ったとき又は事件が終了したときは、会長に報告するものとする。

2 調停委員会の招集は、書面で、少なくともその期日の3日前に、その日時及び議題を委員に通知して行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(仲裁委員会)

第5条 仲裁委員長は、仲裁事件が終了したときは、会長に報告するものとする。

2 仲裁委員会の招集は、書面で、少なくともその期日の3日前に、その日時及び議題を委員に通知して行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(委員の欠席)

第6条 委員は、病気その他の理由により出席することができないときは、あらかじめ招集者にその旨を通知するものとする。

(委員以外の者の発言)

第7条 専門調査員及び審査会の庶務を担当する職員(以下「職員」という。)は、会議において指名により、特定の事項について報告し、又は説明することができる。

(議事録の作成)

第8条 職員は、審査会の会議の議事について、議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 開催の日時及び場所
- 2 出席者の氏名
- 3 議事の概要

第2章 紛争処理の手続

(申請の受付)

第9条 職員は、公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号。以下「令」という。)

第4条の申請書又は令第6条の規定による申請変更申請書を受け付けるに当たっては、事実を聞きとり、令又は公害紛争処理法施行規則(昭和47年総理府令第47号。以下「規則」という。)に定める記載事項と相違すると認めるときは、当該申請者に説明してその補正を求めるものとする。

(申請受理等の通知)

第10条 審査会は、法第26条第1項の書面を受理し、又は受理しなかったときは、それぞれその旨を当該申請者に対し、書面をもって通知するものとする。

(意見書の提出)

第11条 令第7条の規定に基づき、相手方に対し通知するときは、期限を付して意見の提出を求めるものとする。

(あっせん委員の欠けた場合の措置)

第12条 あっせん委員又は調停委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合においては、会長は速やかに後任のあっせん委員又は調停委員を指名するものとする。

(あっせん委員等の指名)

第13条 法第28条第2項又は前条の規定に基づくあっせん委員の指名、法第31条第2項又は前条の規定に基づく調停委員の指名及び法第39条第2項又は前条の規定に基づく仲裁委員の指名は、それぞれ書面をもって行うものとする。

2 会長は、あっせん委員及び調停委員を指名したときは、当事者に対し遅滞なく書面をもってその者の氏名を通知するものとする。

(関係人の陳述等)

第14条 令第10条の規定に基づき、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼するときは、書面をもってするものとする。

第3章 雑則

(記録の閲覧)

第15条 審査会は、令第15条の3の規定により記録の閲覧を請求する者に対し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該請求に係る記録の閲覧を許可するものとする。

- 1 記録を汚損するおそれがあるとき
 - 2 職務の遂行に支障をきたすおそれがあるとき
 - 3 その他許可することが適当でない事情があると認めるとき
- 2 前項の規定により記録の閲覧を許可するときは、閲覧の場所、時間その他閲覧に関する事項を指定してしなければならない。

(知事に対する報告)

第16条 会長は、知事に対し、次に掲げる事項について、年1回報告するものとする。

- 1 審査会に係る法による公害紛争処理に関する事項
- 2 その他審査会が必要と認める事項

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、生活環境部環境保全総室水・大気環境課長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。